

育成・キャリア形成プログラムの位置づけ

育成・キャリア形成プログラムについては、リネンサプライ分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和8年1月23日閣議決定）において、以下の記載がされている。

- ◆ リネンサプライ分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（抜粋）

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

厚生労働省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係るリネンサプライ分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

リネンサプライ分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとする 것을基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 習得する専門技能・日本語能力
- ③ キャリアアップに向けた経験（現場管理等）

【リネンサプライ分野】 育成・キャリア形成プログラム

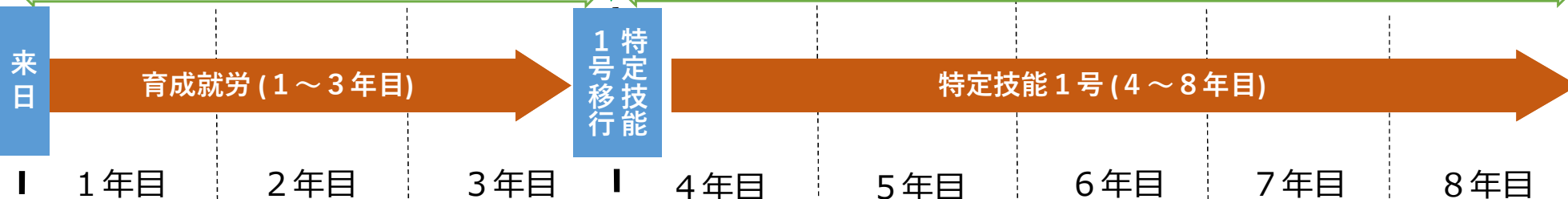
- ・技能実習 2 号から特定技能 1 号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

凡例	黄色	技能の修得・向上に資するもの	緑色	フォローアップや意欲向上策
	赤色	在留資格の移行に係る要件		
	青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの		

《育成就労計画》

《1 号特定技能外国人支援計画》

キャリア
ステップ
の概要



講習受講・
資格取得

育成就労評価
試験（初級）

特定技能 1 号評価試験

工場内・社内講習会

リネンサプライ業技能講習会（初級）

関連する資格（労基・消防
関係等）の学習、取得

日本語
能力水準

A 1 相当以上

A 2. 2 相当以上

マネジメン
ト経験

ライン長（3 年目～）

ライン長としての就労
日数（5 年以上）
→班長

リネンサプライ仕上げ作業・安全衛生
業務を含むその他の関連業務等

入荷～出荷の全工程、安
全衛生を含むその他の関
連業務等、指導・管理

その他
（フォローアッ
プや意欲向上策
等）

技能修得状況や学習の理解度等に係る定期的なフォローアップ

定期面談等の機会にキャリアアップに係る相談対応

育成・キャリア形成のイメージ（リネンサプライ分野）

在留資格	目指すレベル （求められる 役割・作業）	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力	マネジメント 経験	その他経験等
育成就労	（1～2年目） 基礎的な技能を修得し、 上長からの指示があれば 現場で単独でも働ける。 （3年目～） 1つのラインのライン長 （ラインのリーダー）を担う。 （特定技能1号への移行を 目指す。）	就労中の取組： 育成就労評価試験（初 級）（1年目） 特定技能1号評価試験 （3年目）	就労開始までに必須：日 本語教育の参照枠A1相 当以上の試験（JFT- Basic(A1)、JLPTのN5 等）合格又はそれに相当 する日本語講習の受講 就労中の取組：日本語 教育の参照枠A2.2相当 以上の試験（JFT- Basic(A2.2)、JLPTのN4 等）合格	1つのリネンラインの リーダー（3年目～） ＜仕上げ作業、安全衛 生を含むその他の関連 業務等＞	
特定技能1号	（4～7年目） 複数のラインでライン長を 担う。 （8年目～） 1つの班の班長（ライン長 5年以上。複数のライン長 を統括）を担う。	就労開始に必須： 特定技能1号評価試験 就労中の取組： リネンサプライ業技能講 習会（初級） （～8年目）	就労開始に必須：日本 語教育の参照枠A2.2相 当以上の試験（JFT- Basic(A2.2)、JLPTのN4 等）合格 就労中の取組： ＜補講＞ 技能実習2号修了者等 の希望者に対する補講 （日本語教育の参照枠 A2.2相当、専門用語）（4 年目）	複数のリネンラインで リーダー（4～7年目） 複数のリネンライン長を 統括する班長（8年目～） ＜入荷～出荷の全工程、 安全衛生を含むその他 の関連業務等、指導・管 理＞	各種の資格の取得を 目指した学習・受検 （7年目～） ・労働安全衛生（安全管 理者、安全衛生推進者、 ボイラー取扱作業主任 者等） ・消防（防火管理者） ・クリーニング師 ・普通自動車免許 等